

介護保険料のお知らせ

申請・問合せ 介護保険課資格保険料係（区役所2階） ☎内線2441

7月10日に介護保険料納入通知書を送付しました

65歳以上の方の介護保険料は、3年ごとに見直しを行っています。令和6年度は**右表**のとおり改定しました。
介護保険料は、住民税の課税状況や合計所得金額等を基に算定します。自身の介護保険料と納付方法等は、納入通知書を確認してください。

- ▶ **特別徴収の方**…対象年金（老齢・退職・障害・遺族）を受給している、受給額が年額18万円以上の方は、年金から保険料を差し引きます
- ▶ **普通徴収の方**…特別徴収に該当しない方は、普通徴収です。送付する納付書で金融機関、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリ、区役所2階介護保険課、各区民事務所で納めてください。また、納め忘れのない口座振替（月末に引き落とし）も、ぜひ、ご利用ください。希望する方は、お問い合わせください

納期内に納付してください

納期限を過ぎた場合、滞納日数に応じて延滞金を加算して徴収します。
失業等で収入の著しい減少があったときは、保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。詳細は、お問い合わせください。

所得段階	対象者	年間保険料
第1	▶生活保護を受けている方 ▶老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ▶世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	2万1591円
第2	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下の方	3万7368円
第3	世帯全員が住民税非課税で、第1段階・第2段階以外の方	5万6883円
第4	世帯に住民税課税者がいる場合で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	7万584円
第5	世帯に住民税課税者がいる場合で、第4段階以外の方	8万3040円
第6	前年の合計所得金額が125万円未満の方	9万1344円
第7	前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	10万7952円
第8	前年の合計所得金額が200万円以上350万円未満の方	12万8712円
第9	前年の合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	15万3624円
第10	前年の合計所得金額が500万円以上750万円未満の方	18万6840円
第11	前年の合計所得金額が750万円以上1000万円未満の方	22万8360円
第12	前年の合計所得金額が1000万円以上1500万円未満の方	26万5728円
第13	前年の合計所得金額が1500万円以上2000万円未満の方	27万4032円
第14	前年の合計所得金額が2000万円以上3000万円未満の方	28万2336円
第15	前年の合計所得金額が3000万円以上の方	29万640円

介護保険料の減額が受けられます

令和6年度の介護保険料について、所得段階が第2・第3段階の方を第1段階に減額する、区独自の介護保険料減額制度を実施しています。

対 象

- 次のすべてを満たす方
- ①世帯の令和5年中の収入が120万円以下（世帯員が2人以上の場合は、1人増えるごとに50万円加算した額以下）
 - ②世帯の預・貯金額の合計が、①の2分の1以下
 - ③介護保険料を滞納していない

減額期間

申請書を提出した月（7月31日）
（※）までに申請した方は年度当初）
～令和7年3月31日（月）

持 ち 物

本人と世帯全員の収入や預・貯金額がわかるもの（預貯金通帳、年金額改定通知書、源泉徴収票等の写し）

国保年金課 からの お 知 ら せ

後期高齢者医療制度

令和6年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月16日（木）に送付します。

● 後期高齢者医療被保険者証（保険証）を更新します

8月1日（木）から使用できる保険証（青竹色）を、7月中旬以降に簡易書留で送付します。

● 限度額適用・標準負担額減額認定証（減額認定証）、限度額適用認定証（限度額認定証）を送付します

過去に交付されたことがあり、8月以降に交付対象となる方には、新しい認定証を7月下旬に送付します。
新たに交付を希望する方は、申請してください。

12月2日（月）から

マイナンバーカードと健康保険証が一体化されます

紙の保険証の交付、減額認定証・限度額認定証の新規交付は、12月2日（月）で終了します。12月1日（日）までに交付された保険証等は、住所や自己負担割合、適用区分等の変更がなければ、有効期限（最長で令和7年7月31日（木））まで使用できます。

問合せ

▶ 申請・相談等

国保年金課後期高齢者医療係 ☎（3802）4148

▶ 制度全般に関すること

東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター

☎0570（086）519

※IP電話の方は☎03（3222）4496

※（土）・（日）・（祝）を除く午前8時30分～午後5時



国民健康保険制度

高齢受給者証を更新します。

8月1日（木）から使用できる高齢受給者証を、7月中に世帯主へ送付します。現在使用している高齢受給者証は、有効期限以降に自身で破棄するか、国保年金課・各区民事務所へ返却してください。

※一部負担金の割合は、令和6年度住民税課税所得を基に判定します

対 象

国民健康保険に加入している70～74歳の方

問合せ

国保年金課国保資格係

☎内線2378